

(中面の続き)

《助成制度について》

仙台市では新規投資に係る固定資産税等相当額を3年間～5年間に渡り納付後に交付する助成制度をご用意しています。本市の助成制度の大きな特徴は、土地(保留地含む)や建物の賃貸や設備リース等にも対応している点です。また、雇用者数に応じて助成金をお支払いするものや、設備更新を対象としたものもあり、新たな事業展開を強力にバックアップいたします。

ご利用の際は、経済局企業立地課(電話:022-214-8245)までお問合せください。

コラム

◆建築行為等の許可について

当復興事業地内において、換地処分の公告がある日まで、次のような行為は、土地区画整理法第76条の規定に基づく仙台市長の許可が必要になります。申請やご相談等、詳しくは蒲生北部整備課にお問合せください。

行為の種類	行為の内容
■建築物 ■工作物	新築・改築・増築等 (災害危険区域の指定により住居の用に供する建築物の建築はできません)
■土地の形質の変更	土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状・地質の変更等
■その他設置または積物	重量が5トンを超える、移動の容易でない物 (容易に分割され、各部分が5トン以下となる物を除く)

※許可に必要な様式は、蒲生北部整備課のホームページにてご確認いただけます。

◆区画整理だよりについて

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方、相続権利者の方及び郵送をご希望される方等に発送しております。

相続権利者の方につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点において当課で把握している方に発送しております。

住所に変更があった場合や相続登記がお済みになった場合等には、蒲生北部整備課までご連絡いただきますようお願いいたします。

仙台市都市整備局 市街地整備部 蒲生北部整備課
 住所:〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎
 (アーバンネット勾当台ビル)3階
 TEL:022-214-8031 FAX:022-214-1006 Email:fko002250@city.sendai.jp



課長挨拶

日頃より当復興事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。朝夕の冷え込みが厳しくなり、紅葉も一層色づく季節となりましたが、皆様におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

今回の「区画整理だより」では、私有地の公表制度、保留地販売、建築行為等の許可などについてお知らせいたします。

お知らせ

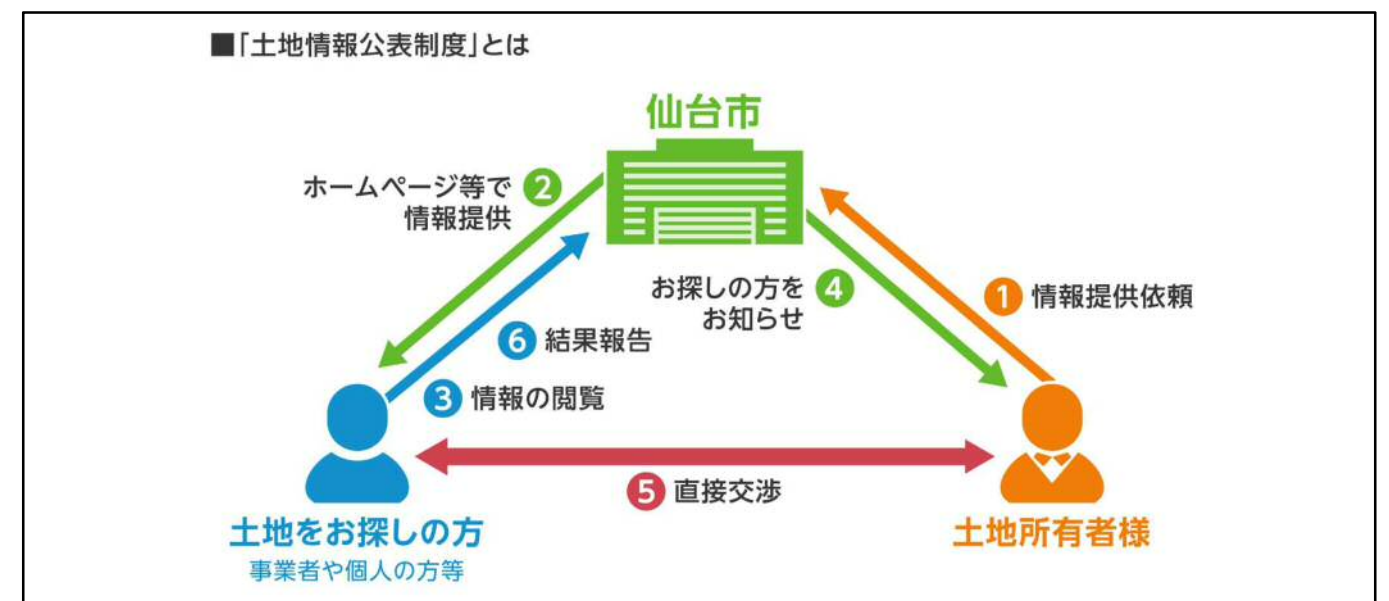
◆私有地の公表制度について

「土地情報公表制度」とは、当復興事業地内で仮換地の利活用(売却や貸地)を希望する土地所有者様の土地情報を、土地をお探しの事業所や個人に公表する制度です。

現在、売却や貸地を希望される土地所有者様の土地情報が、下記の蒲生北部整備課のホームページにより公表されているほか、蒲生北部整備課(二日町第四仮庁舎3階)受付窓口において閲覧することが出来ます。本制度のご利用を希望される方は、蒲生北部整備課へご相談ください。

ホームページ

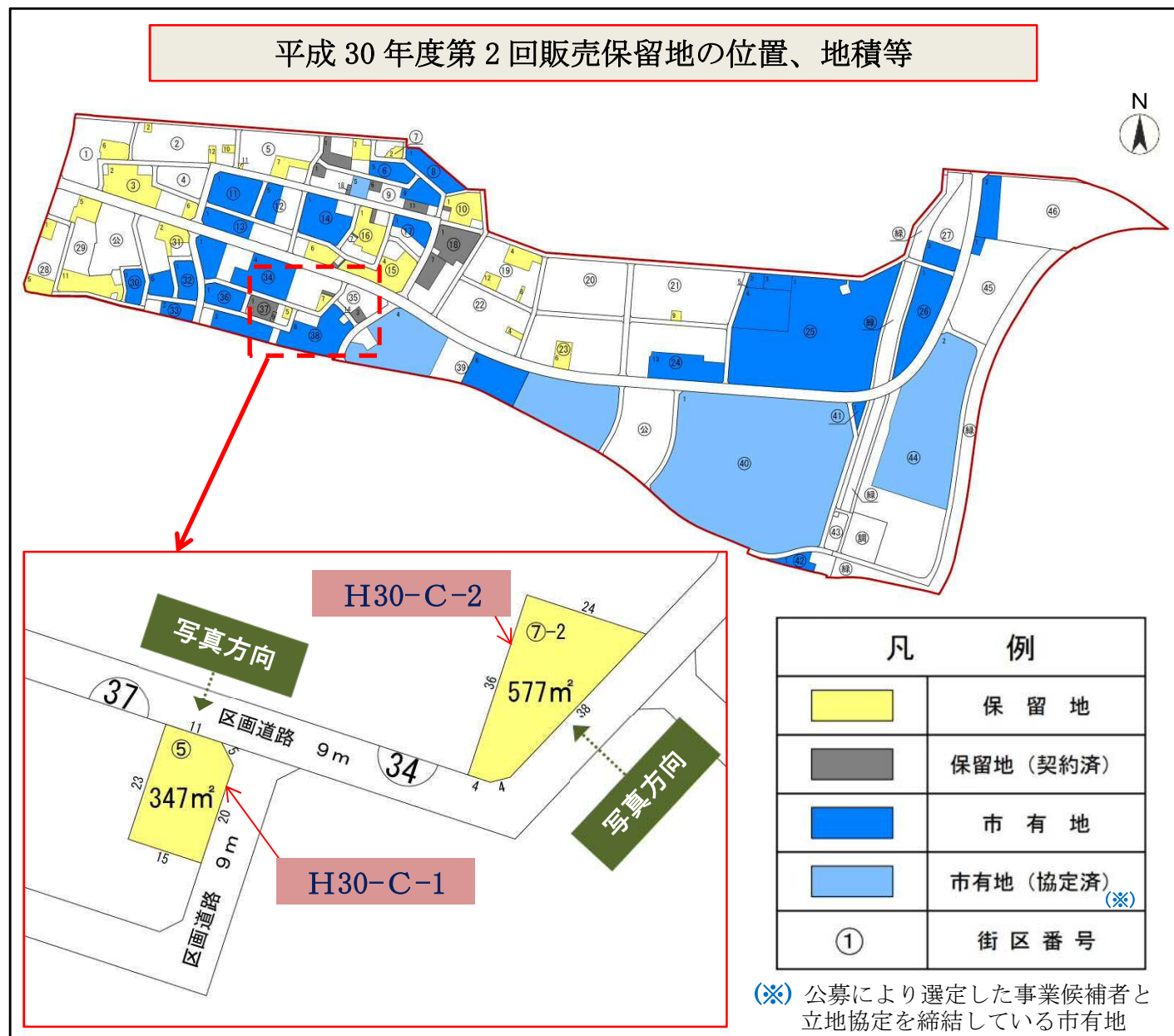
<https://www.city.sendai.jp/gamo-kikaku/kurashi/machi/kaihatsu/tochikukaku/gamohokubu.html>



※仙台市は不動産の仲介業務を行うことはありませんので、土地の紹介のみとなります。
※契約は土地所有者様と事業所や個人との間における契約となります。

◆今回の保留地販売について

2区画について、事業地区内の権利者以外の方も対象とした**一般販売**を行います。
 詳細は、同封の「平成30年度第2回保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」をご参照ください。



一般販売 (37、34街区)

保留地番号	街区番号	画地番号	地積(m ²)	最低売却価格(円)	用途地域
H30-C-1	37	5	347	13,047,200	準工業地域 建ぺい率60% 容積率200%
H30-C-2	34	7-2	577	21,060,500	

37街区及び34街区の2区画(保留地番号:H30-C-1、H30-C-2)については、今年度第1回保留地販売において入札申込みがなかった区画のため、権利者以外の方も対象として一般販売します。

一般販売保留地の写真



《販売スケジュール》

- 10月30日(火)** 保留地の処分公告(販売)
現地確認期間(10月30日~12月3日)
- 11月7日(水)** **入札申込み受付期間**
[購入を希望される方は申込み期間内に**必要書類(※)**を蒲生北部整備課あてご提出ください]
- 12月3日(月)**
- 12月19日(水)** **入札**
[その後、平成31年1月に契約締結及び売買代金支払い確認後に土地お引渡し予定です]

(※) 必要書類

- 「平成30年度第2回保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」4ページ参照
- ・入札参加申込書
 - ・ご本人や法人に関する書類など
 - ・誓約書兼市税納付状況確認同意書

《入札申込みにあたっての留意事項等》

- 保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法に基づき、換地処分公告の日の翌日以降になります。また、所有権移転登記に要する費用は、購入者の負担となります。
- 売買契約には、所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地の転売を禁止する特約を設定します。(一般販売を除く)
- 所有権移転登記が完了するまでの間は、保留地に権利の設定(抵当権の設定等)が出来ません。売買代金等の支払いのために金融機関から融資を受けようとする方は、入札申込み前に、あらかじめ金融機関にご相談ください。
- 土地区画整理事業換地処分時における出来形確認測量の結果、保留地の地積に増減が生じた場合は、出来形確認測量による地積に売買契約時の平方メートル当たり単価を乗じて算出した金額を、売買価格として精算します。

※詳細は、同封の「平成30年度第2回保留地販売 競争入札 参加申込みのご案内」をご参照ください。ご不明な点等がございましたら、蒲生北部整備課までお問合せください。

(裏面に続く)

oo

||

||

||

||

||

~ M 1